

「北京+15」:第4回世界女性会議(1995年・北京)から15年 「ジェンダー平等・開発・平和」目標実現へ 世界と日本でとりくみ強めて

新日本婦人の会国際部長 平野 恵美子

今年2010年は、1995年に中国北京で開かれた第4回世界女性会議(北京会議)から15年。「北京+15」として、北京会議での合意文書である「北京宣言」と「北京行動綱領」(以下「行動綱領」)、そして第34回国連女性特別総会として開かれた「北京+15」で採択された「成果文書」について、どこまで実施が進んだか、課題や新たな問題とあわせて検討が行われます。検討の場となるのは、3月1日〜12日に予定されている第54回国連女性の地位委員会(CSW)です。

ここでは、CSWに向けて検討の準備や国連の最近の動き、そして日本の課題について考えてみたいと思います。

「北京+15」までの動き

昨年、国連は地域委員会を通じて、各国政府に実施状況に関する質問状を送付、地域会合で各国の報告にもとづく議論が行われています。地域会合にむけて、NGO(非政府組織)は各国政府に対し、女性の実態や問題点を報告に盛り込むようはたらきかけをしたり、NGOの会合を開くなどしています。

女性問題資料集No.3
2004~2009
ジェンダー平等を
めざして



頒価700円

新婦人は昨年4月に日本政府への意見を発表(『女性問題資料集No.3』に掲載)、「北京+15」アジア太平洋NGOフォーラム(09年10月22〜24日・フィリピン、39ページ参照)に参加しました。

3月のCSWの直前、2月27・28日には「北京+15」NGOグローバルフォーラムが開かれます。国連本部のあるニューヨークでCSWでのNGOの活動を支えるNGO・CSW委員会が中心となって企画されているもので、世界の女性の現状と前進の方向を考えるパネルや、各地域のNGOフォーラムの報告のほか、「行動綱領」の12領域(*1)ごとの分科会や高齢者、若者、先住民、移民、障害者など特定のグループの女性をテーマにした分科会が予定されています。ホームページに各NGOのシャドー・レポート(カウンター・レポート)の掲載もしています。

「北京会議」のフォローアップのこれまで

北京会議は、90年代の国連の人権へのとりくみが前進し、女性の人権やジェンダーの視点についての認識が高まるなか、世界各地から3万人のNGOが集い、女性運動の画期を記すものとなりました。採択された「北京宣言」と「行動綱領」

は「女性の権利は人権」と明記し、「ジェンダー平等・開発・平和」の目標実現へ12の重大関心領域を設定し、国連・各国政府・

市民社会・NGOがとりくむべき行動を打ち出しました。

『行動綱領』は「この『行動綱領』は、女性のエンパワメントに

関するアジェンダ（予定表）である」の一文で始まり、「エンパワメント」は以後、女性運動のキーワードの一つになりました。そして女性に対する暴力の問題を政策課題に位置づけたこと、性の自己決定権などリプロダクティブ・ヘルス・ライツ（性と生殖に関する健康と権利）を人権としたこと、女兒の権利を明確にしたこと、あらゆる意思決定への女性の参加の引き上げとともにすべての政策や計画の中心にジェンダーの視点をすえることを打ち出すなど、運動に大きな力を与える内容をもち、99年の女性差別撤廃条約選択議定書（*2）や2000年の女性・平和・安全保障に関する国連安全保障理事会決議1325（*3）の採択にもつながりました。

「北京宣言」と「行動綱領」は5年ごとに実施状況の検討（フォローアップ）が行われていますが、2000年の「北京+5」、05年の「北京+10」ともにバ

ックラッシュ（逆流）が問題になりました。特に性の自己決定権含むリプロダクティブ・ヘルス・ライツにかかわる記述

や多様な家族のあり方に反対する立場から、国連女性特別総会として位置づけられた「北京+5」では、バチカンやイス



右：「北京+10」等49回CSW開会式
下：同CSW政府間会合

ラム圏を中心に「北京宣言」と「行動綱領」の文言の削除や変更まではかる動きになりました。

05年の第49回CSWでの「北京+10」（写真・右）では、キリスト教の右翼的潮流を強力な支持母体とするブッシュ政権が「中絶を容認する『行動綱領』は再確認しない」と公言。これまでの合意の実行の推進を約束する「政治宣言」に「絶対の権利を含まないことを再確認する」という文言の挿入を求めて圧力をかけました。

いずれも「北京から後退させるな」と一致して行動したNGOや政府の努力で「北京宣言」と「行動綱領」は守られま

右：北京会議NGOフォーラム
下：北京会議でアピールする日本の女性たち



したが、新しい課題を含め、どう実施を進めるかの議論が不十分なままに終わりました。

「北京15」へ

「北京15」となる第54回CSWでは「行動綱領」や「成果文書」などこれまでの合意の実施に関する経験や成功例など実践交流を中心に、残されている課題や新しい問題の解決をめざします。また、9月に予定されている、15年に期限を迎える貧困の撲滅など8項目の国連ミレニアム開発目標(MDG、*4)の実施状況の検討へ向けて、ジェンダーの視点からの問題提起や提言についての議論も行われます。

グローバル化の下での格差の広がり、経済危機、食糧危機、気候変動と自然災害の多発、特にアジア太平洋地域で顕著な過激主義の台頭など新たな課題が生まれています。いまだに続く戦争や占領、武力紛争、そのもとでの暴力の問題もあります。どの問題でも真っ先に、最も大きな影響を受ける女性と女兒の権利や地位向上をはかることが、すべての人にとって安全・安心の社会の実現の道である

ということとは、共通認識になっていきます。昨年9月、国連総会が決議した、ジェンダー平等推進のための新しい独立した女性機関の創設(*5)が急がれます。

いま、5月の核不拡散条約(NPT)再検討会議に向けて、核兵器廃絶の実現への機運が大きく高まり、戦争反対の行動が軍事同盟の存在を問う動きや、温暖化防止など地球規模の課題を前に、貴重な資源を軍事費で浪費してよいのかという声も広がっています。国連と女性運動の共通テーマである「ジェンダー平等・開発・平和」は、世界が直面する問題解決への方向を示すものでもあるといえます。

日本の課題—真のジェンダー平等・女性の権利確立へ

「北京15」の今年、日本政府は第3次男女共同参画基本計画を策定します。ジェンダー・エンパワーメント指数(国連開発計画、「人間開発報告2009」)で109カ国中57位、世界経済フォーラム発表のジェンダー格差指数では134カ国中75位(経済参加54位、教育84位、健康41位、政治参加110位)と、先進

国でありながら女性の地位と権利で大きく遅れているのが現状です。昨年7月の国連女性差別撤廃



第49回CSWで“前進を”と訴えるNGO

委員会条約実施への政治的意思そのものをきびしく問われた日本政府に、第3次基本計画で女性差別撤廃条約や「行動綱領」などの国際合意の実行を具体化するよう、私たちNGOの運動を強めることが求められています。

*1..12の領域は、女性と貧困、女性の教育と訓練、女性と健康、女性にたいする暴力、女性と武力紛争、女性と経済、権力および意思決定における女性、女性の地位向上のための制度的な仕組み、女性と人権、女性とメディア、女性と環境、女兒。

*2..女性差別撤廃条約選択議定書は、女性差別撤廃条約の実効性を高めるために個人通報制度、調査制度を定めたもの。99年10月6日採択(09年12月現在、国連に加盟する192カ国中98カ国が批准、日本は未批准)。個

〈アジア太平洋NGOフォーラム〉

「知恵を紡ぎ、危機に立ち向かい、未来を築こう」をテーマに、フィリピンのケソン市にあるミリアム・カレッジで開催。フォーラムまで2週間あまりという時期にフィリピンをおそった台風による豪雨被害により、一時は開催も危ぶまれましたが、自然災害と気候変動をジェンダーの視点からとらえ、またアジア太平洋の女性の連帯を示す場にしようと、予定通り実施され、アジア太平洋各地から約700人が集いました。私も新婦人の代表として参加、アジア太平洋地域独自の課題について議論・交流を深めました。



香港のNGOメンバーと(右が筆者)

フォーラムは「行動綱領」と「成果文書」、MDGへの支持を再確認し、各国政府にCEDAWと選択議定書の批准、加害者処罰含む暴力撤廃の措置、差別的な法律や慣習の撤廃、紛争下の女性に対する性暴力の根絶と平和構築への女性の参加を求める国連安全保障理事会決議1325、1880などの実行、大企業の責任も明確にした気候変動への対策、国連で設置が決まった新しい女性機構への十分な予算措置などを要求する宣言を採択。宣言の作成過程で、私が提案した核兵器廃絶や軍事費の大幅削減も盛り込まれました。宣言はESCAP(国連アジア太平洋経済社会委員会)への提言として提出されています。

閉会総会で、フォーラムを主催したアジア太平洋のNGOネットワークであるAPWW(アジア太平洋女性監視機構)のリーダーの1人、インドのパム・ラジプットさんが「国連が新しい女性機構にきちんと予算と人を配置するように、私たちが意思表示しよう、南から北への募金として!」と、1人1ドル募金を呼びかけ、会場全体がこたえるという一幕もありました。

人通報制度は、条約違反の差別で被害を受けた女性(個人または集団)が、国内手続を尽くしていることを条件に女性差別撤廃委員会に通報できる制度。調査制度は、重大な人権侵害があるかと判断される場合に、当該国に対し委員会が調査を行う制度。

*3: 国連安保理決議1325は、紛争下の女性の保護と同時に、紛争解決と防止、平和構築に女性が果たす役割に注目し、平和に関する意思決定に女性を参加させることを求めたもの。08年に紛争下の性暴力の根絶を求めた決議1820が、09年には1820と1325の実施を強化するための決議1888と1889も採択されている。

*4: ミレニアム開発目標は、2000年9月の国連ミレニアム・サミットで採択された、すべての人が自由と権利を享受できる平和で安全な世界の実現のための8項目。①貧困と飢餓の根絶、②すべての国で初等教育の実現、③男女平等と女性のエンパワーメントの推進、④乳幼児死亡率の引き下げ、⑤妊産婦の健康増進、⑥HIV/AIDS、マラリアなどの病気とのたたかい、⑦持続可能な環境、⑧開発のための国際パートナーシップ

*5: 09年9月14日、国連総会は現在ある女性関連の4つの機関、国連女性平和基金(UNIFEM)、女性の地位向上部(DAW)、ジェンダー問題担当事務総長特別顧問(OSAGI)、国際女性調査訓練研修所(INSRAW)を統合し、専任の国連事務次長を責任者とする女性機関の創設を決議。NGOは十分な予算と人員、権限をもった機関にするよう求めた。



アジア太平洋NGOフォーラム